

○厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十八号)

(傍線部分は改正部分)

		改正案		現行	
		一〇三三(略)		一〇三三(略)	
		四(略)		四(略)	
		地域区分	支援の種類	割合	割合
一級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児	千分の千九十九	千分の千九十九		
二級地	を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千八十三	千分の千七十五		
三級地		千分の千七十二	千分の千六十六		
四級地		千分の千六十九	千分の千六十		
五級地		千分の千六十八	千分の千五十四		
六級地	放課後等デイサービス(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる場合)	千分の千六十三	千分の千四十八		
七級地		千分の千六十	千分の千四十五		
八級地		千分の千五十九	千分の千三十九		
九級地		千分の千五十四	千分の千三十六		
十級地		千分の千五十	千分の千三十三		
十一級地		千分の千四十五	千分の千三十		
十二級地		千分の千四十二	千分の千二十七		
十三級地		千分の千四十一	千分の千二十七		
十四級地		千分の千三十六	千分の千二十七		
十五級地		千分の千三十二	千分の千二十七		
十六級地		千分の千二十七	千分の千二十七		
十七級地		千分の千二十三	千分の千二十三		
十八級地		千分の千十八	千分の千十八		
十九級地		千分の千十四	千分の千十四		
二十級地		千分の千五	千分の千五		
その他		千分の千	千分の千		

五 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地

五 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地

域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地	域
一級地	東京都	特別区	
二級地	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市	
三級地	神奈川県	鎌倉市	
	大阪府	大阪市、守口市	
三級地	兵庫県	芦屋市	
	埼玉県	和光市	
三級地	東京都	福生市、清瀬市	
	神奈川県	厚木市	
四級地	大阪府	門真市	
	東京都	八王子市、立川市、府中市、調布市	
四級地	神奈川県	横浜市、川崎市	
	愛知県	名古屋市	
五級地	大阪府	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	
	兵庫県	西宮市、宝塚市	
五級地	茨城県	取手市	
	千葉県	成田市、印西市	
六級地	埼玉県	さいたま市	
	大阪府	高石市	
七級地	東京都	三鷹市、小金井市	
	神奈川県	横須賀市、逗子市	
七級地	京都府	京都市	
	大阪府	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	
八級地	兵庫県	神戸市、尼崎市	
	茨城県	つくば市	

域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地	域
一級地	東京都	特別区	
二級地	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市	
三級地	神奈川県	鎌倉市	
	大阪府	大阪市、守口市	
三級地	兵庫県	芦屋市	
	東京都	八王子市、立川市、府中市、調布市	
三級地	神奈川県	横浜市、川崎市	
	愛知県	名古屋市	
四級地	大阪府	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	
	兵庫県	西宮市、宝塚市	
四級地	東京都	三鷹市、小金井市	
	神奈川県	横須賀市、逗子市	
五級地	大阪府	京都市	
	大阪府	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	
五級地	兵庫県	神戸市、尼崎市	
	埼玉県	さいたま市、和光市	
六級地	東京都	福生市、清瀬市	
	神奈川県	厚木市	
六級地	大阪府	門真市、高石市	
	千葉県	千葉市	
七級地	大阪府	岸和田市、忠岡町	
	福岡県	福岡市	
七級地	茨城県	取手市、つくば市	
	埼玉県	志木市	

十四級地		十三級地		十二級地		十一級地						十級地			九級地														
兵庫	大阪府	神奈川	大阪府	東京都	大阪府	滋賀	三重	愛知	千葉	埼玉	茨城	広島	奈良	大阪府	滋賀	神奈川	東京	千葉	福岡	奈良	愛知	千葉	神奈川	東京	千葉	埼玉			
伊丹市	林市、和泉市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田	葉山町	松原市	東大和市	岸和田市、忠岡町	草津市	鈴鹿市	豊明市	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、守谷市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	市、座間市、綾瀬市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和	青梅市、東村山市、あきる野市	市、四街道市	市川市、松戸市、習志野市、八千代	福岡市	天理市	刈谷市、豊田市	千葉市、袖ヶ浦市	海老名市	昭島市、小平市、日野市、東久留米市	船橋市、浦安市	志木市

十二級地		十一級地						十級地			九級地						八級地												
埼玉	宮城	滋賀	三重	愛知	千葉	埼玉	茨城	大阪府	東京都	奈良	兵庫	大阪府	愛知	神奈川	千葉	広島	奈良	大阪府	滋賀	神奈川	東京	千葉	神奈川	東京	千葉	神奈川			
越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、	川越市、川口市、所沢市、狭山市、	仙台市	草津市	鈴鹿市	豊明市	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、守谷市	松原市	東大和市	天理市	伊丹市	林市、和泉市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田	刈谷市、豊田市	葉山町	袖ヶ浦市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	市、座間市、綾瀬市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和	青梅市、東村山市、あきる野市	市、四街道市	市川市、松戸市、習志野市、八千代	海老名市	昭島市、小平市、日野市、東久留米市	船橋市、成田市、浦安市、印西市

十五級地	宮城県	仙台市
	埼玉県	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	千葉県	柏市
	神奈川県	平塚市、伊勢原市、寒川町
	静岡県	静岡市
	京都府	宇治市
	大阪府	羽曳野市、藤井寺市
	兵庫県	川西市
十六級地	茨城県	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市
	埼玉県	行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市
	千葉県	茂原市、佐倉市、市原市、白井市
	神奈川県	秦野市
	山梨県	甲府市
	静岡県	沼津市、御殿場市
	愛知県	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市
	三重県	津市、四日市市
	滋賀県	守山市、栗東市
	京都府	亀岡市、京田辺市
	大阪府	河内長野市、大阪狭山市
	兵庫県	三田市
	奈良県	大和高田市、橿原市
十七級地	福岡県	北九州市
十八級地	北海道	札幌市

十三級地		
	千葉県	朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	神奈川県	平塚市、伊勢原市、寒川町
	静岡県	静岡市
	京都府	宇治市
	大阪府	羽曳野市、藤井寺市
	兵庫県	川西市
	福岡県	北九州市
	北海道	札幌市
	茨城県	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市
	埼玉県	行田市、飯能市、加須市、東松山市、草加市、入間市、三郷市
	千葉県	茂原市、佐倉市、市原市、白井市
	東京都	武蔵村山市
	神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市
	山梨県	甲府市
	静岡県	沼津市、御殿場市
	愛知県	岡崎市、瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市
	三重県	津市、四日市市
	滋賀県	守山市、栗東市
	京都府	亀岡市、向日市、長岡京市、京田辺市
	大阪府	河内長野市、柏原市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
	兵庫県	姫路市、明石市、三田市
	奈良県	大和高田市、橿原市
	和歌山県	和歌山市

十九級地																			
埼玉県	草加市	東京都	武蔵村山市	神奈川県	小田原市、三浦市	愛知県	岡崎市	京都府	向日市、長岡京市	大阪府	柏原市、四條畷市、交野市	兵庫県	姫路市、明石市	和歌山県	和歌山市	岡山県	岡山市	長崎県	長崎市
宮城県	名取市、多賀城市	茨城県	龍ヶ崎市、筑西市	栃木県	鹿沼市、小山市、大田原市	群馬県	前橋市、高崎市、太田市	埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、北川辺町、栗橋町、杉戸町	千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町	富山県	富山市	石川県	金沢市	福井県	福井市	長野県	長野市、松本市、諏訪市
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市	愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市														

十四級地																			
岡山県	岡山市	長崎県	長崎市	北海道	小樽市	宮城県	名取市、多賀城市	茨城県	龍ヶ崎市、筑西市	栃木県	鹿沼市、小山市、大田原市	群馬県	前橋市、高崎市、太田市	埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、北川辺町、栗橋町、杉戸町	千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町	富山県	富山市
石川県	金沢市	福井県	福井市	長野県	長野市、松本市、諏訪市	岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市	愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、豊山町、三好町	三重県	桑名市、名張市、伊賀市	滋賀県	彦根市、長浜市	京都府	木津町	大阪府	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町

その他	二十級地																			
道府県	全ての都府県	福岡県	山口県	奈良県	静岡県	北海道	福岡県	香川県	山口県	広島県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県			
	一級地から二十級地まで以外の地域	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀧町の区域を除く。） 、飯塚市（旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧頼田町の区域を除く。）	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町の区域を除く。）	生駒市	熱海市、伊東市	小樽市	筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町	高松市	周南市	廿日市市、海田町、坂町	橋本市	寺町	加古川市、三木市	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町	木津町	彦根市、長浜市	桑名市、名張市、伊賀市	、愛西市、弥富市、豊山町、三好町		

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

その他																				
道府県	全ての都府県										福岡県	香川県	山口県	広島県	和歌山県	奈良県	兵庫県			
	一級地から十四級地まで以外の地域						市、宇美町、粕屋町				久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三瀧町を除く。） 、飯塚市（旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町、旧頼田町を除く。） 、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町	高松市	浦町、旧豊北町を除く。） 、周南市	廿日市市、海田町、坂町	橋本市	鳩町、王寺町	加古川市、三木市			

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

